# 福生市の新型コロナウイルス感染者の発生とその対応について

東京都福祉保健局の新型コロナウイルス感染者の公表により、福生市内在住者の感染者が判明したことを受け、次のとおり対応する。

#### 1 市内感染者

1名

#### 2 対応について

# (1) 感染者の公表について

感染者の公表については、「福生市新型コロナウイルス感染者発生時公表方針 (令和2年4月22日決定)」(別紙)のとおりとする。

#### (2) 今後市内感染者が発生した場合の対応について

今後、市内学校、保育園その他の公共施設に関係する者が感染した場合において、 濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響 の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の 拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

#### (3) その他

更なる感染を防止するため、感染防止に資する取組を市民に対して周知、啓発し、 国、東京都等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、必要な措置を講じるもの とする。 令和2年4月22日

# 福生市新型インフルエンザ等対策本部 本部長 加 藤 育 男

福生市新型コロナウイルス感染者発生時公表方針について

市内に新型コロナウイルスの感染者の発生が判明した場合におけるその公表の方法等については、次のとおりとする。

#### 1 感染者数の公表について

東京都は、都内感染者数が増加していること等を受けて、都民に対してより一層の注意喚起を図るため、市区町村別感染者数の公表を始めている。これを受けて福生市は、東京都が公表した市内の「感染者数」について、公表するものとする。

# 2 市職員や市施設で感染者が発生した場合の公表について

#### (1)目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

#### (2) 公表の対象

- ア 市職員が感染した場合
- イ 市施設で感染が発生した場合

#### (3) 公表の内容

次に掲げるもののうち、必要な情報を公表するものとする。

- ア 感染者の年代、性別、居住地(都内・都外)など
- イ 感染者の症状・経過など
- ウ 感染者の渡航歴及び行動歴など
- エ 公衆衛生上の対策その他の必要な事項

#### (4) 公表の方法

判明した内容を議員に報告するとともに、次の方法によるものとする。

- ア記者会見
- イ プレスリリース
- ウ 市ホームページ及び情報メール
- エ その他の必要と認める方法

# 3 市職員又は市施設以外で感染が判明した場合

市職員又は市施設以外で感染が判明した場合は、特に感染の拡大のおそれ及び公衆衛生上の必要があると認めるときは、市は、保健所と協議の上、感染者、事業者及び関係者等の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表することができる。

# 4 公表における留意事項

# (1) プライバシーの保護

感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、感染者及び関係者の同意を 得たうえで、公表することとする。

# (2) 感染拡大リスク等の考慮

濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に考慮し、公表の内容については、個別に検討し判断するものとする。

# 5 その他

本方針については、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

附則

本方針は、令和2年4月22日から適用する。